

3階

主な転出手続はこちらの階で行うことができます



下記に当てはまる方は世帯にいますか? 当てはまる手続をご自身で確認してください		<input checked="" type="checkbox"/>	窓口番号・係	行政局	手続	必要なもの など
住所 印鑑登録 している方		<input type="checkbox"/>	1 市民課 窓口係 (TEL0739-26-9925)	<input type="radio"/>	・転出予定日で自動的に登録廃止になります	
国外へ転出 する方 (国民年金第1号被保険者の方)		<input type="checkbox"/>	2 市民課 庶務年金係 (TEL0739-26-9925)	<input type="radio"/>	・国民年金の資格喪失、任意加入の手続	※受付窓口でご相談ください
保険年金 国民健康保険 に加入している方		<input type="checkbox"/>	3 保険課 庶務係 (TEL0739-26-9924)	<input type="radio"/>	・国民健康保険の脱退 ・資格確認書、保険証の返却（お持ちの方）	・資格確認書・保険証（お持ちの方）
→70歳から74歳までの方		<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	・高齢受給者証の返却（お持ちの方）	・高齢受給者証（お持ちの方）
→各種証（病院での支払が一定金額までになる証明書）をお持ちの方		<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	・各種認定証等の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証
→転出により保険税額の再計算が必要な方		<input type="checkbox"/>	5 保険課 保険税係 (TEL0739-26-9965)	<input type="radio"/>	・国民健康保険税額試算	
後期高齢者医療制度 に加入している方 (75歳以上または65歳以上で障害認定を受けている方)		<input type="checkbox"/>	4 保険課 医療係 (TEL0739-26-9926)	<input type="radio"/>	・後期高齢者医療保険の届出 ・後期高齢者医療保険証及び各種認定証等の返却（お持ちの方）	・資格確認書又は保険証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 (※上記をお持ちの方)
こども 0歳～高校生年代のお子さんがいる方		<input type="checkbox"/>	4 保険課 医療係 (TEL0739-26-9926)	<input type="radio"/>	・子ども医療費受給者証の返却	・子ども医療費受給者証
→児童手当の受給者が転出する場合 ※公務員世帯の方は勤務先へ申請してください		<input type="checkbox"/>	2 市民課 庶務年金係 (TEL0739-26-9925)	<input type="radio"/>	・受給事由消滅届	※受付窓口でご相談ください
→児童手当の対象児童が転出する場合 ※公務員世帯の方は勤務先へ申請してください		<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	・別居監護の申立等	※受付窓口でご相談ください
ひとり親家庭等 に該当する方		<input type="checkbox"/>	2 市民課 庶務年金係 (TEL0739-26-9925)	<input type="radio"/>	・児童扶養手当（住所）変更届 ※支給停止中の方も含む	※受付窓口でご相談ください
		<input type="checkbox"/>	4 保険課 医療係 (TEL0739-26-9926)	<input type="radio"/>	・ひとり親家庭等医療費受給者証の返却 と喪失届	・ひとり親家庭等医療費受給者証（お持ちの方）
福祉 重度障害者 の医療費受給資格をお持ちの方		<input type="checkbox"/>	4 保険課 医療係 (TEL0739-26-9926)	<input type="radio"/>	・重度障害者等医療費受給者証の返却	・重度障害者等医療費受給者証
税・料金 上水道を中止する方		<input type="checkbox"/>	7 水道部 業務課 料金係 (TEL0739-24-0011)	<input type="radio"/>	・使用中止届	※お電話で受付できます
原動機付自転車（125cc以下）・ 小型特殊自動車を所有している方		<input type="checkbox"/>	8 税務課 庶務係 (TEL0739-26-9919)	<input type="radio"/>	・標識の返納	※受付窓口でご相談ください

福祉に関する手続はこちらの階で行うことができます



下記に当てはまる方は世帯にいますか? 当てはまる手続をご自身で確認してください		<input checked="" type="checkbox"/>	受付窓口	行政局	手続	必要なもの など	
介護 介護保険証をお持ちの方		<input type="checkbox"/>	3 やすらぎ対策課 介護保険係 (TEL0739-26-4931)	<input type="radio"/>	・介護保険証等の返却	・介護保険証、負担割合証、負担限度額認定証など	
→住所地特例施設へ転出の方		<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	・介護保険住所地特例適用届の提出		
障害福祉 障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	1 障害福祉室 (TEL0739-26-4902)	<input type="radio"/>	・転出先でお手続ください ※ただし、施設入所のための転出は、田辺市での手続となる場合があります。窓口へお問合せください	【田辺市で手続となる場合】 ・障害者手帳（身体・療育・精神） ・新しい住所地が分かるもの（住民票等）		
	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	・転出先でお手続ください ※ただし、施設入所のための転出は、田辺市での手続となる場合があります。窓口へお問合せください	【田辺市で手続となる場合】 ・自立支援医療受給者証（精神通院・更生・育成） ・健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書など ・新しい住所地が分かるもの（住民票等）		
	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	・県内転出⇒転出先でお手続ください ・県外転出⇒田辺市での手続が必要です	【田辺市で手続となる場合】 ※受付窓口でご相談ください		
	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	・転出先でお手続ください			
	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	・転出先でお手続ください ※利用されているサービスにより手續が異なりますので、事前にご相談ください	・障害福祉サービス受給者証		
こども 0歳～就学前のお子さんがいる方	<input type="checkbox"/>	5 子育て推進課 こども家庭係 (TEL0739-26-4927)	<input type="radio"/>	・転出以前に利用した育児支援助成の申請 （三子以上にかかる育児支援助成）	・育児支援サービスの領収証 ・保護者の通帳 ・保護者の印鑑		
	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	・退園手続	※受付窓口でご相談ください		
	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	・退所手続	※受付窓口でご相談ください		
	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	・転出以前に利用した育児支援助成の申請	・ひとり親家庭等が確認できるもの ・育児支援サービスの領収証 ・保護者の通帳 ・保護者の印鑑		
ひとり親家庭等に該当する方	<input type="checkbox"/>	5 子育て推進課 こども家庭係 (TEL0739-26-4927)	<input type="radio"/>	・就業支援や経済支援の給付金や貸付制度をご利用されている方（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付・母子寡婦福祉資金貸付制度など）	※受付窓口でご相談ください		
	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	・就業支援や経済支援の給付金や貸付制度をご利用されている方（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付・母子寡婦福祉資金貸付制度など）	※受付窓口でご相談ください		

4階・その他

その他の必要に応じた手続を行うことができます



下記に当てはまる方は世帯にいますか？ 当てはまる手続をご自身で確認してください		<input checked="" type="checkbox"/>	受付窓口	行政局	手続	必要なもの など
小学生・中学生のお子さんがいる方		<input type="checkbox"/>	小中学校	<input type="radio"/>	・転校手続	学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受領し、転出先の教育委員会へ提出してください
市営住宅に入居している方 又は市営住宅に同居している方		<input type="checkbox"/>	4階 8 建築課 市営住宅係 (TEL0739-26-9936)	<input type="radio"/>	・市営住宅退去の相談	※市民課での転出手続の前に当課受付窓口でご相談ください
		<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	・市営住宅の同居者変更の手続	

★行政局の連絡先

- 龍神行政局 TEL 0739-78-0111 (代表)
- 中辺路行政局 TEL 0739-64-0500 (代表)
- 大塔行政局 TEL 0739-48-0301 (代表)
- 本宮行政局 TEL 0735-42-0070 (代表)

※行政局の欄が「○」の手続は上記の各行政局でも手続可能です。

※必要な書類がそろわない手続は、後日改めてご来庁いただく場合があります。

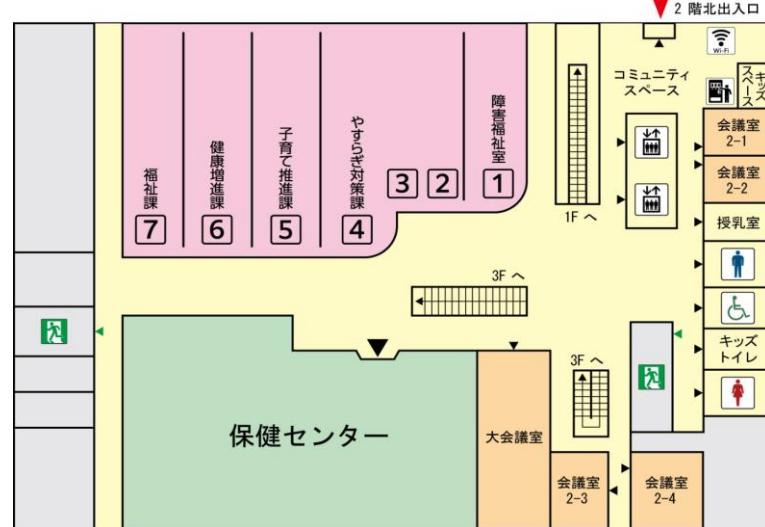
他に希望される手続がございましたら、お気軽に職員までお声がけください！

手続チェックリスト

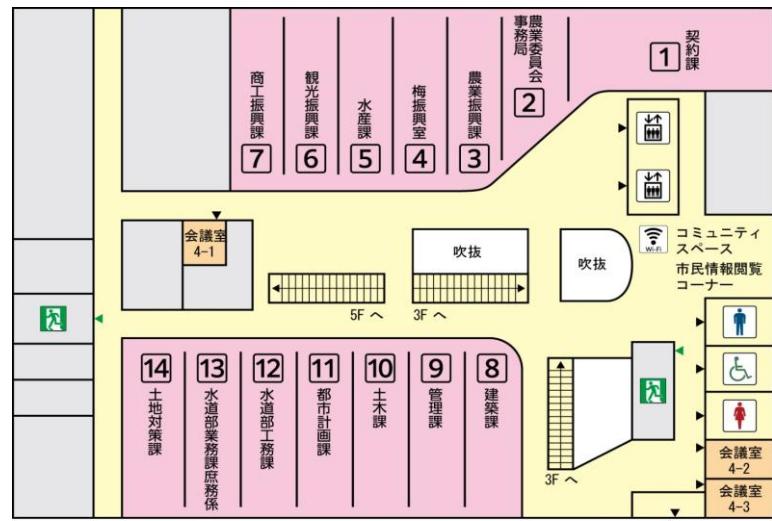
転出

市役所本庁舎 フロア図

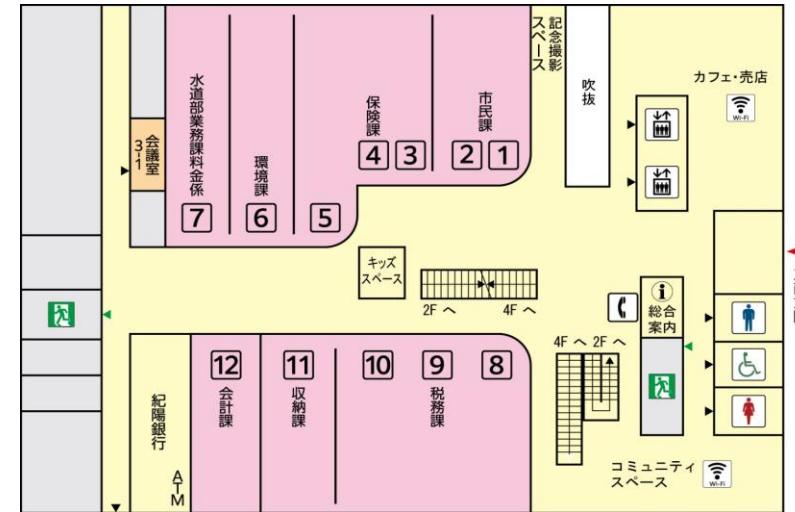
2階



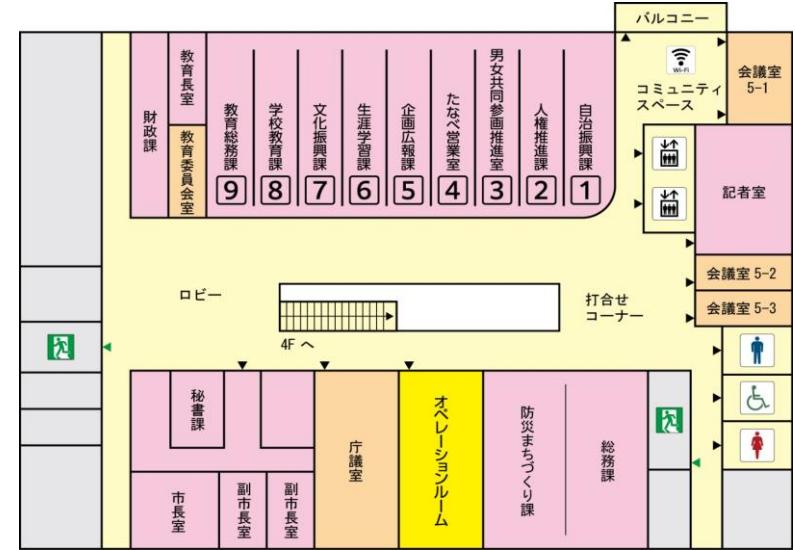
4階



3階



5階



4階歩道橋出入口